

研究不正防止推進委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、産業医科大学研究不正防止組織統括（ガバナンス）に関する規程（平成27年規程第8号。以下「組織統括規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、研究不正防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究不正防止責任者)

第2条 研究不正防止責任者（研究倫理教育責任者）は、組織統括規程第8条第3項の規定に基づき、学長が各教授会から選任する。

2 研究不正防止責任者（研究倫理教育責任者）は、定期的に研究不正防止教育を行い、研究倫理意識の向上に努めるものとする。

(研究不正防止推進委員)

第3条 研究不正防止推進委員（メンター）は、組織統括規程第8条第3項の規定に基づき、学長が講座等に配置する。

2 研究不正防止推進委員（メンター）は、研究者等に対し、自立した研究活動を推進するための適切な支援及び助言を行うとともに、次に掲げる事項を指導徹底し、日常的に研究倫理意識の向上を図るものとする。

- (1) 産業医科大学研究不正行為等防止に関する規程（平成27年規程第7号）第3条各号に規定する事項
- (2) 法令等の遵守及び学内における手続に関する履行
- (3) 必要な教育訓練の受講

(組織等)

第4条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究不正防止統括本部長
- (2) 研究不正防止責任者（研究倫理教育責任者）のうち学長が指名する者 若干名
- (3) 研究不正防止推進委員（メンター）のうち学長が指名する者 若干名
- (4) 学長が必要と認める者 若干名

2 推進委員会の委員長は、研究不正防止統括本部長をもって充てる。

3 第1項第2号、第3号及び第4号に規定する委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第5条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究不正防止に係る教育研修等の企画及び実施に関すること。
- (2) 研究不正防止に係る法令等の情報の収集及び周知に関すること。
- (3) その他研究不正を抑止するための環境の整備に関すること。

(委員会の庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、大学管理課において行う。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、推進委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第2号、第3号及び第4号の規定により最初に任命される委員の任期の開始は、この規程の施行の日とし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。